

三原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

令和8年7月1日

教育委員会要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）の地域クラブ活動に関する認定制度（以下「認定制度」という。）に基づき、三原市教育委員会として地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 三原市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり、満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、三原市教育委員会が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に基づき別途定める。

(認定申請)

第3条 三原市認定地域クラブ活動の認定申請は、地域クラブ活動の運

営団体が三原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）及び三原市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）並びに次に掲げる添付書類を三原市教育委員会に提出することにより行うものとする。

- (1) 運営団体の規約又は会則等
- (2) 地域クラブ活動の活動計画書
- (3) 地域クラブ活動に係る収支計算書

2 前項の規定による申請は、持参若しくは郵送又は電子申請によるものとする。

3 三原市教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 三原市教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い申請内容を審査し、第2条に規定する認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 三原市教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体となり、第2条に規定する認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「三原市認定地域クラブ活動」というものとする。

（認定又は不認定の通知）

第5条 三原市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、三原市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 三原市教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、三原市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 三原市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 三原市認定地域クラブ活動の運営団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに三原市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により三原市教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 三原市認定地域クラブ活動の運営団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに三原市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により三原市教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 三原市認定地域クラブ活動の運営団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに三原市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)により三原市教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 三原市教育委員会は、三原市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 不正な手段等により認定を受けたとき

(2) 指導助言等を行ったにも関わらず、改善を期待することができないとき

(3) 三原市認定地域クラブ活動の運営団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 三原市教育委員会は、前項の規定により認定を取り消したときは、三原市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、三原市認定地域クラブ活動の運営団体に通知するものとする。

(三原市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 三原市教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認

等により、三原市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(三原市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 三原市教育委員会は、三原市認定地域クラブ活動について、必要な支援を行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は三原市教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

三原市教育委員会 様

団体名

代表者氏名

三原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

三原市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、三原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 三原市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 三原市教育委員会からの指導助言等があった場合は、真摯に対応します。

別紙

1	地域クラブ活動の 名称	
2	運営団体名	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、 連絡先	〒 TEL : E-mail :
5	活動種目等	
6	活動方針	
7	活動内容	
8	参加者見込数	全体 名（うち、中学生 名）
9	募集対象者（該当する 全ての項目に○ をすること。）	中学生 小学生未満 小学生 高校生 成人
10	指導者住所・氏名	
11	指導方針	
12	活動予定日時及び 場所	
13	参加費などの受益 者負担	参加費： 円／月 その他： 円／年
14	添付書類	① 三原市認定地域クラブ活動認定要件確認書 （様式第2号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書

三原市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、
根拠資料の提出等が求められることがあります。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
 - 三原市内に居住する生徒を主な対象とした活動であり、募集対象は三原市内全域とすること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。
 - 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週休日のみ活動する場合は土曜日又は日曜日のいずれか、平日も活動する場合は週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間以内、週休日及び休日は1日3時間以内とし、週当たりの活動時間は11時間の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
 - 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表すること。
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
 - 三原市教育委員会が定める研修を受講し、三原市教育委員会に登録

された指導人材が活動に携わること。

- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 三原市教育委員会、地域クラブ活動の運営団体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入すること。
なお、加入する保険の補償内容は、公益財団法人スポーツ安全保険協会の「スポーツ安全保険」と同等以上とすること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- 次の内容を含む規約等を作成・公表すること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営を行うこと。
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること。
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること。
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること。
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うこと。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

- 生徒の加入状況を生徒の在籍する中学校及び三原市教育委員会と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、必要に応じて生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
- 三原市教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、三原市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。
- 活動方針、指導方針、スケジュール等（以下「活動方針等」という）

を生徒の在籍する中学校へ三原市教育委員会が情報提供することに同意すること。

また、スポーツ活動を行う団体については、同じ種目が三原市体育協会の加盟団体で実施されている場合、活動方針等について同加盟団体へ情報提供することに同意するとともに、必要に応じて連携すること。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

三原市教育委員会 様

団体名

代表者氏名

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

団体名

代表者

様

三原市教育委員会

三原市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった三原市認定地域クラブ活動の認定申請について、三原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第1項の規定により、次のとおり認定します。

1 地域クラブ活動の名称

2 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3 留意事項

（※必要に応じて記載）

以上

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

団体名

代表者

様

三原市教育委員会

三原市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった三原市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記の次により認定しないこととしましたので、三原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 不認定の理由

以上

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

三原市教育委員会 様

団体名

代表者氏名

三原市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで三原市認定地域クラブ活動の認定を受けた
について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、三原市
認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第7条の規定により、次のとお
り届け出ます。

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 変更事項
- 3 変更年月日
- 4 変更内容 (新)
(旧)
- 5 変更の理由

以上

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

三原市教育委員会 様

団体名

代表者氏名

三原市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで三原市認定地域クラブ活動の認定を受けた
について、活動を休止するため、三原市認定地域クラブ活動の認定に関
する要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 活動休止予定期間
- 3 休止の理由

以上

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

三原市教育委員会 様

団体名

代表者氏名

三原市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで三原市認定地域クラブ活動の認定を受けた
について、三原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条の規定
により、次のとおり三原市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ま
す。

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 認定取消しの申出の理由

以上

様式第 8 号（第 10 条関係）

年 月 日

団体名

代表者

様

三原市教育委員会

三原市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで三原市認定地域クラブ活動として認定した
について、次の理由により認定を取り消すこととしましたので、三原市
認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第 10 条の規定により、通知しま
す。

1 地域クラブ活動の名称

2 認定取消しの理由

以上